

慶應義塾学術（研究）データ公開ガイド

本ガイドは、研究データの利活用を促進するための手引きとして、クリエイティブ・コモンズ4.0国際ライセンスを参考にして作成し紹介した物です。

教育、研究、医療、機関運営の活動によって生成され、学術研究を目的として利用される「学術データ」を利活用を進めるにあたり、公開の判断や、公開する際に、一般的に注意が必要となる情報をフローに沿って整理したものです。なお、詳細については、「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参照してください。

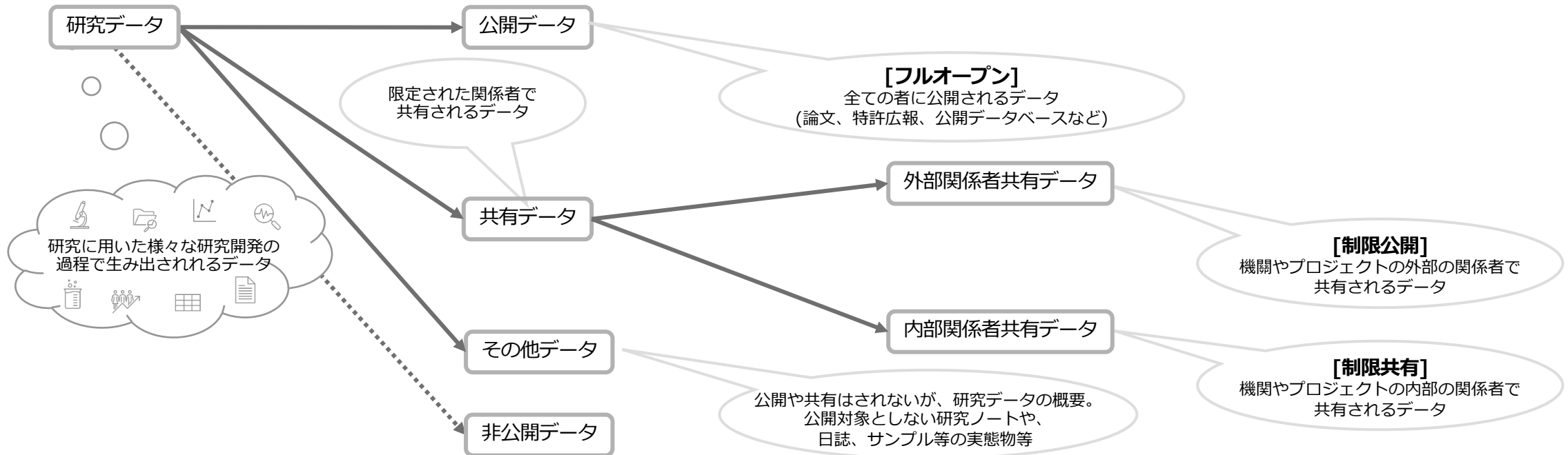
2023年6月1日 (Ver1.0)

研究連携推進本部研究データ特別委員会

「研究データ」の範囲と公開区分

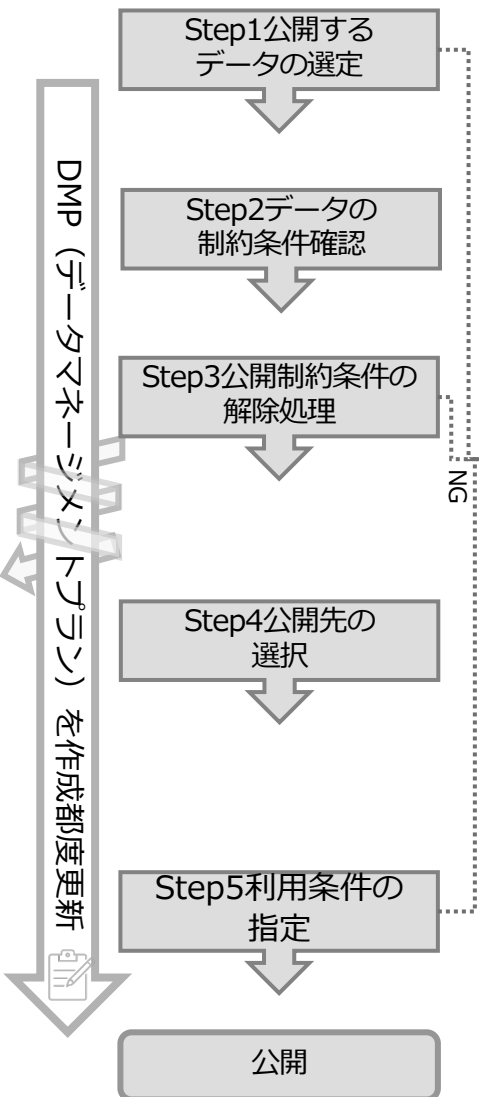
「学術データ」と「研究データ」

慶應義塾では、「慶應義塾学術データ管理・利活用ポリシー」において、教育、研究、医療、機関運営の活動によって生成され、学術研究を目的として利用されるデータを「学術データ」と称していますが、ここでは一般的に利用される「研究データ」という用語を用いて説明しています。



全ての研究データにおいて、セキュリティの確保、関係諸法令(個人情報保護法、不正競争防止法、国際条約等)の遵守を求め、FAIR原則を意識することなど、その扱いについて十分注意することが必要であり、ガイドラインにてこれらの扱いについて詳細を説明しているので参照してください。

研究データの公開までのStep



Step1では、公開するデータを選定します。「検討対象」（研究成果として公開するデータ）と「除外対象」（「研究データ」に含まれないデータ等）について詳しく説明されているので詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にしてください。

Step2/Step3では、制約条件や制約を確認し、データ公開に条件や制約があると判断された場合でも、適切な処理を施すことでデータ公開可能かを検討し、できる限り公開する様に検討します。特に下記の点については詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にしてください。

- ① 個人情報を含む場合。
- ② 共同研究契約や個別契約により公開制限が定められている場合。
- ③ 国家安全保障、国際関係などに係る場合。/該当するデータが公文書に含まれる場合。
- ④ 分野・研究コミュニティの慣習などで公開制限が一般的な場合。
- ⑤ 研究助成機関などによるデータポリシーが定められている場合。
- ⑥ 猶予期間の確認及び対応/具体的な日時がポリシーで定められていない場合

Step4では、Step3までで公開準備が出来たデータについて適切な条件を満たす公開先を検討し選択します。

公開先を選ぶ条件等の詳細については、「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にし、特にデータの流出・漏洩や不正利用が起きた場合のために対処策の検討については事前によく検討してください。

- 法的保護についての確認：法的保護の確認についての詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にしてください。
- データリポジトリの紹介例：一般的な分野別と義塾推奨汎用のリポジトリ（検討中）を紹介していますので必要に応じて利用してください。詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にしてください。

Step5.では、公開先が決定後、そのデータを利用する第三者に求める条件を選び、設定して下さい。詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」を参考にしてください。

その他

- Step3.等で、検討時点において当該研究データは公開できないと判断された場合。
 - データが存在する(した)ことが将来の研究活動を支える上で重要なので、以下の手段にて出来る限り残すようにしてください。
 - ここまでの判断プロセスを文書にまとめる。
 - 可能であれば機関のプラットフォームへメタデータとして保存・公開する。
 - 同時にデータを適切なストレージに保管する。
- 条件指定の組み合わせ一覧
 - 組み合わせの詳細については「慶應義塾学術（研究）データ公開ガイドライン」利用条件の一覧表を参考にしてください。
- 「出所の明示」を条件にする場合
 - 「（参考）利用規約記載例」を参考として載せているのでご活用ください。